

## 赤塚税務会計事務所通信

## 決算処理

## ～決算留意事項あれこれ～

5月は3月決算法人の法人税・消費税の申告納付月となります。決算月は法人様によってまちまちですが、3月を決算期にしている法人様は多いと思います。そこで今回は、決算処理について気を付けたいことをいくつかご紹介します。

**現金預金**

現金については、期末の現金の実残高が現金出納帳の帳簿残高と一致していることを確認します。現金売上がある業種では、おつりの渡し忘れや、過入金などが生じることがあります。このような現金過不足金は、期末に雑収入や雑損失として処理します。また小切手を受け取り、期末までに銀行へ持ち込まず、手元に保管している場合は、小切手も現金に含めますのでご注意ください。ただし、小切手ではなく手形の場合は、「受取手形」という勘定科目で処理します。

預金については、銀行に期末現在の残高証明書を発行してもらうことが望ましいです。残高証明書がない場合でも、決算日後に通帳を記帳するなどして期末の残高を確認しましょう。特に普段使っていない口座でも利息や、会費等の引落がある場合がありますのでお気を付けください。

**売掛金**

売掛金については、得意先ごとにもらい忘れ、もらいすぎがないか確認します。また、売上の締め日

が月末でない得意先については、原則的には、決算月に限っては、締め日から決算日までの納品分や役務提供分についても売上(売掛金)として処理する必要がありますので、拾い出し作業が必要となります。

また、長期に渡って未回収となっている売掛金については、貸倒損失として損金計上できるか検討します。

**棚卸資産**

棚卸資産には、商品、製品(製造業)、仕掛品(製造中のもの)、仕掛工事(建設業)、原材料、貯蔵品などがあります。商品や原材料については、比較的集計しやすいですが、仕掛品や仕掛工事などのように、完成品になっていないものの金額を算出するには工夫が必要です。製品ごとにかかった経費(材料費、労務費、製造間接費など)を集計している(原価計算を行っている)場合は良いのですが、原価計算を実施していない場合には、完成品売価×原価率×進捗率で計算するなど、合理的な金額を計上する必要があります。

裏面に続きます～

また、特に建設業や製造業では、手元になく、現場に保管してある原材料については、計上もれが発生しやすいので気を付けましょう。

## **減価償却資産**

減価償却資産とは、建物、機械装置、車両、器具備品等で複数年(耐用年数)に渡って費用化していくものです。

減価償却資産のポイントとしては、取得時の処理、取得後の修繕時の処理、売却・除却時の処理があります。

取得時の処理としては、資産の価額が 20 万円未満の場合に一括償却資産(各資産の法定耐用年数に関わらず、3 年間で経費計上していく方法)を選択するか、資産の価額が 30 万円未満の場合に少額償却資産(1 年間に合計 300 万円まで取得時に全額を経費計上する方法)を選択するかがポイントです。

取得後の資産の修繕時には、修繕費として経費計上すべきものか、資本的支出として減価償却の対象とすべきかを判断することがポイントとなります。

そして売却時・除却時には、売却損(益)、除却損失の計上を忘れないようにすることがポイントとなります。

## **前払費用・未払費用**

保険料や地代家賃などで年払いや複数月払いになっているものがある場合には、決算日までに未経過の分を前払費用として時期以降の経費になるように繰り延べ処理を行います。反対に、既に役務

提供を受けているもので、支払いが次期以降になるものについては、未払費用として当期の経費になるように見越し計上を行います。

前払費用については、法人税法上、支払日から1年以内に役務提供を受けるものについては、短期前払費用として、継続適用を条件に支払時に全額の経費計上が可能(前払費用として処理しない)です。

ただし、短期前払費用として処理することができるものは、同質・同量の役務提供に限られるとされていますので、役務提供に該当しない雑誌の定期購読や、同質・同量とは考えにくい弁護士顧問料などは対象外となります。

## **保険積立金**

法人契約の生命保険料については、支払保険料の全額が損金(経費)となるものや半額が損金になるものや、全額が損金とならないものなどがあります。

また、契約内容によっては、配当金が発生し、収益として計上すべきものもあります。

正しく処理ができていないか、決算時に見直しましょう。

## **まとめ**

今回は、決算を迎えるにあたり気を付けたいことをざっとご紹介しました。減価償却や未収・未払計上などは入出金を伴わないものなので見落としがちです。ぜひこの機会に一度見直してみましょう。



**赤塚税務会計事務所**

埼玉県吉川市大字吉川1605-2

TEL 048-972-4803

FAX 048-972-4809

MAIL [akatsuka@a-taxlaw.com](mailto:akatsuka@a-taxlaw.com) HP <https://a-taxlaw.com>

**なまずの里 吉川から信頼の税務サービスをお届けします！**